

明治期の村落行政をめぐる諸問題

—拙著『近代日本の地域社会と名望家』補遺—

高久嶺之介

はじめに

筆者は、本年一月『近代日本の地域社会と名望家』と題する拙著を柏書房より刊行した。刊行後六ヶ月の間に、拙著の中でいくつかの説明不足および充分に展開できなかつた点を意識することになり、また先行研究・史料の見落としの発見もあつた。それらの問題点は、全五章と補論からなる拙著の中で現滋賀県神崎郡五個荘町域をとりあげた第一章および第二章⁽¹⁾に現在のところ集中している。これらの問題点ですぐには解決できないものもあるが、当面のところ気が付いた問題点を明らかにすることが本稿の目的である。

注

(1) 第一章は、滋賀県神崎郡第四区の区長であった野村单五郎の活動を通して、「区長」というものがどのような活動を行なつていたか、そして、「国」が地域に登場し、「近代」の諸政策が展開されたとき、そのことが地域でどのように受けとめられていったかを分析したものである。また、第二章は、野村が区長をつとめた区のひとつである滋賀県神崎郡金堂村について、明治一〇年代を中心とした前後の時期を含めて、明治前期の村の行政がどのように変貌していくかを、戸長役場のみならず、それをさき

える体制をとつていた村組および伍組の活動まで踏み込んで、その様相を明らかにしたものである。

一 区財政および村財政分析の不十分さ——財政監査システムの問題

現在意識している拙著の欠陥はいろいろあるが、その一つは地域の財政分析の不十分さである。具体的には区財政および村財政分析の不十分さである。第一章の滋賀県神崎郡第四区長野村单五郎の分析では、区財政のまとまつた史料が野村家文書ないことから、区財政の分析が事実上なされていない。また、第二章の滋賀県神崎郡金堂村の分析では、郡区町村編制法以後を重点的に扱つたこともあって、明治初年から郡区町村編制法施行以前までの村財政分析がまったくできていない。このため近世的な村財政から近代的な村財政への転換をスムーズに説明できていない。このような明治初年代の村財政の具体的分析は他日を期さざるをえないが、当面若干触れ得る問題、すなわち村財政の監査システムの問題についてここでは触れておこう。

(1) 金堂村の村財政監査システム

この村財政の監査システムについては、拙著では、滋賀県神崎郡金堂村の郡区町村編制法施行以前と以後とで、次の二つの史料を提示している。

〔史料①〕

昨年之通年中入費計算旧之免割寄、組長正副集合、曉天より計算諸帳簿取調相済候也、正副戸長・正副組長十六人也

〔史料②〕

一協議費ハ前年入費予算立毎季九拾円計ヲ初月十日ニ賦課スルコト、七月ヨリ九月迄ノ分九月二十五日限り集

メ金ノコト

一 勘定表ノ儀ハ毎季毎ニ翌月五日迄ニ検閲ヲ受クヘク事

史料①は、『明治九年第七月より 諸事議定簿』（金堂区有文書、拙著では「議定簿^a」と略称）に載せられている一八七七年（明治一〇）一月一五日の記事である。拙著で述べたように、この一月という時期は、金堂村で維新以後もつとも体系的な村規約である「伍組制法連署書」（別名「改正法則」）が作成され、村内七つの村組から各伍組へというルートで村内全戸主・全土地所有者調印がなされた時期であった。そして、この「伍組制法連署書」によつて、村組の長の名称は、それまでの組頭から組長と名称変更された。この史料①によれば、昨年（一八七六年）と同様「年中入費計算旧之免割寄」が行なわれ、ここには戸長・副戸長という戸長役場の構成員と七つの各村組から正副組長一四人、総勢一六人が出席し、朝から「計算諸帳簿取調」が行なわれたのである。したがつて、村組の役員である正副組長が村財政を監査していたことが明瞭に読み取ることができる。そして「年中入費計算」という語句からすれば、この一月の寄合は、一八七六年（明治九）一年間の村での各種税の会計監査であつたことがわかる。

史料②は、『明治十二年五月ヨリ明治十四年八月ニ至ル 諸事議定簿』（金堂区有文書、拙著では「議定簿^b」と略称）に載せられている郡区町村編制法施行後の一八八〇年（明治一三）九月一五日の組惣代集会の記事である。史料①との共通点は、「勘定表」の検閲が村組の長である組惣代集会で行なわれていることである（村組の長である組長は郡区町村編制法施行直後の一八七九年八月に惣代と名称変更された。ここでは村惣代と区別をつけるために組惣代という名称を使用する）。この史料が、戸長役場で記されていることから当然戸長役場の構成員が参加していたことは確実である。要するに、史料上で確認できるかぎり少なくとも一八七七年一月から村組の長たちによつて会計帳簿の監査が行なわれ、その形式は郡区町村編制法施行後も継続されていたことがわかる。また、史料①との相違点は、第一に、協議費については戸長役場が予算を立てることになつたこと、第二にその予算は一年を三カ月毎の四季にわけ、毎季九

○円ほどを初月一〇日に村民に賦課し、三ヶ月目の後半日に村民から徴収するとしたこと、第三に、勘定表の検閲も組惣代集会で「毎季毎」、すなわち三ヵ月毎に検閲を行なうとなつたこと、である。ただ史料②だけで協議費の賦課・徴収・監査が一年四季、すなわち三ヵ月毎に行なうことになつたことが明確にわかるわけではなく、そのことは郡区町村編制法施行直後の一八七九年（明治一二）八月ないし九月につくられた「村条目」（金三五条、『明治十二年五月ヨリ明治十四年八月ニ至ル 諸事議定簿』所載）という名称の村規約で明確にわかる。この「村条目」は、拙著で述べたように、①租税、地方税の徴収方法、徴収時日が規約上明確化、②協議費の徴収についても年間予算を戸長役場がたて、四季にわけて徴収する（ただし組惣代が戸長役場が作成した予算を審議したわけではない）、③従来どおり臨時の費用は組惣代との協議のうえ予算を立て村民に割賦する、などを定めたものであつた。要するに、郡区町村編制法施行直後の新たな動きとしては、①予算というものが登場し、前年度の村の支出費用を村民に賦課し、そして徴収するという制度がなくなつたこと、②会計監査の方法も、一年単位から三ヵ月単位により詳密化したことが指摘できる。

問題は予算制度成立以前、すなわち郡区町村編制法施行以前の村の会計監査の方法である。金堂村では、一八七年（明治一〇）一月以後においては村組の長（七つの村組、合計一四人）による会計監査が有効に機能していたことは間違いない。しかし明確でないのは、幕末から明治初年代にかけての会計監査の方法である。もちろん金堂村において江戸期から七つの村組が存在したことは明らかであり（その村組の長の寄合である組頭寄も一八七六年八月から一二月までは記録されている）、したがつてその村組の長（一八七七年以前は組頭、以後組長）による諸帳簿閲覧などの会計監査機能が存在したことが推察できる。しかし、現在のところそれを史料上で確定することはできない。

(2) 滋賀県の町村財政監査についての政策

このように、金堂村の財政監査システムについては十分知ることができないが、維新後の滋賀県の町村財政監査の政策の大枠は知ることができる。拙著では維新後の滋賀県による村財政監査の政策についてほとんど触れていないので、以下にそのことについて触れておこう。

一八七三年（明治六）一〇月一九日、滋賀県は各郡の区長に対して第九百七十六号布達を出し、村小入用の実態取り調べのため一区内に一村、「規則立方宜敷且無難之村方」を選び、貢納を除き、県厅入費を始めすべて村小入用惣高を已年（明治二年）より申年（明治五年）までなるべく三か年分を一か年ごとに写し取り当月限り差出すべし（三か年分が至急無い兼ねる場合は二か年分、または昨年一か年分でいい）、と指令する。⁽¹⁾ この布達は滋賀県が町村財政の実情について本格的調査に乗り出すことを示したものであった。そして、それから一ヵ月後の一一月一九日、県はその後の町村のあり方を規定することになる三つの一連の重要な布達を出す。⁽²⁾

まず第千六十九号は、区長戸長等の職掌の権限⁽³⁾、町村総代の義務、「人民諸願伺届等へ対シ区長戸長等ノ奥印ヲ要スルト要セサルトノ分別」⁽⁴⁾ 等を定めたものである。ここで重要なのは、町村総代の役割を明確に規定したことである。すなわち、「諸願伺等ノ内其一町内一村内ノ通義ノ事、又総人別ニ関係ノ事、總土地ニ関係ノ事ハ町中・村中総代、戸長・副戸長連印ノ上区長又ハ副区長奥印シ、戸長・副戸長等ヨリ直ニ県厅へ差出スヘシ」（第六条）とし、町村内に関係する諸願伺等、人別・土地などの事項は戸長とともに町村総代に連印の義務を科し、そのことによつて、戸長等の専断処置を抑止しようとした。そして、この町中総代・村中総代については、本来かつての役人のような世襲の役職ではなく、その町村の毎戸が各自押印するところをそのかわりの代表者として押印するものであり、その位置付けからすれば、まあもつて必ず町村の一団と熟議決定の手続きを経て押印すべきものとされた。したがつて、総代は「組頭ノ内ニテ一人或ハ二人」ほどの人物を適当としている（第三条、第四条）。

第十七十号布達は、①区長・戸長の交代期限、②その選挙入札の方法、③交代の際事務引渡しの規則、を定めたものである。

第十七十一号布達は、一区内一町村の公費割賦ならびに勘定精算・公告の方法を定めたものである。この布達では、まず町村内の公費割賦ならびに勘定等において戸長・副戸長による独断での処置によつて問題が起ることが間々あることを「以ノ外ノ事」と論難する。そして、町村の公費であるから、地所の割賦に関することは町村内のすべての地主と協議し、戸別の割賦は町村内のすべての戸主と協議することを指示する。そして、町村での一年の諸勘定決算の際には、戸長と副戸長が立会の上、地主と戸主に点検させ、勘定帳の末尾に戸長・副戸長が連印し、さらに地主と戸主の総代各一名がそれを見届け、押印すべし、とした。また区内の公費割賦ならびに勘定等については、これも区長・副区長の独断ですべきものではなく、一区内の公費であるから、地所の割賦に関することは区内町村毎の地主総代人と戸長・副戸長と協議し、戸別の割賦に關係することは町村毎の戸主総代人と戸長・副戸長と協議することを指示する。そして、区内一年の諸勘定決算の際には、区長・副区長が立会の上、町村ごとの地主総代人と戸主総代人と戸長・副戸長に点検させ、勘定帳の末尾に区長・副区長が連印し、町村ごとの地主総代人と戸主総代人、戸長・副戸長がそれを見届け、押印すべし、とした。

以上の一連の布達、とくに千六十九号布達と千七十一号布達を見てみると、一八七三年一月という時点で、財政監査も含めた区戸長専断抑止処置が滋賀県によつて強力に進められたことが明瞭である。⁽⁵⁾

とくに千七十一号布達は、これ以後においても何度か滋賀県によつて確認された布達であった。一八七四年（明治七）一月一日、県令松田道之が「県諸官」に示した「県治所見」においては、「部下町村公費ヲ改正スルコト」という一項目が置かれ、「此件既ニ明治六年十一月第十七十一号ヲ以テ布達セリ、猶漸次施スヘキコトアリ」と記されている。⁽⁶⁾

一八七六年（明治九）一月一四日に出された甲第二十一号では、第千七十一号の町村内部の財政監査の方法を原則にしながら、方法はさらに詳密化した。甲第二十一号は、「抑モ民費ハ其多寡増減ニヨリ人心之狐疑ヲ生シ安キノミナラス、又審密精査ヲ遂ケサルヘカラサル」と認識した上で、町村内諸入費取調の書上表の書式、この表についての区長の取り扱い方、その表の戸長役場への掲示法等を定めたものである。⁽⁷⁾これはこの一月から施行するものとされた。同年六月二三日に出された乙第二百一号布達では、県より町村が金額を記載するだけで済む「明治九年一月ヨリ六月マテ民費仕訳書」が正副区長を通じて各町村に下渡する旨が伝えられた。⁽⁸⁾

以上のように、一八七三年の時点での一連の布達からすれば、一八七六（明治九）年一〇月一七日太政官布告一三〇号「各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則」（区戸長の専断的行為が抑止され、住民の参与が可能になったと理解されている）⁽⁹⁾は、滋賀県では問題になりえなかつたことがわかる。すでに、町村の重要な事項について区戸長とともに町村総代や地主総代あるいは戸主総代の連印が一八七三年の時点すでに制度として成立しているからである。⁽¹⁰⁾

そして、以上のような滋賀県の制度からすれば、一八七三年以降の金堂村においては村組の長（組頭、一八七七年以降は組長）による村財政の監査のしくみがあり、上部機関に対する届等は戸長・副戸長とともに組頭（組長）の代表者が村中総代あるいは村総代の名称で連印していたことが推測できる。ただし、推測はできても、それを史料で確認できているわけではない。また、一八七三年以前の村財政の監査システムがどのようなものであつたかも確認できていない。

（3）なぜ村財政の監査システムを問題にするか——研究史の問題点

ところで、なぜ村財政の監査システムを問題にするか。明治初年代においては、村財政の監査システムが構造的に弛緩していたとする有力な研究が存在しているからである。奥村弘氏の研究である。奥村氏は、その論文「『大

区小區制】期の地方行政制度の展開——兵庫県赤穂郡を中心として——」（『日本史研究』二五八号、一九八四年）において、飾磨県が一八七四年（明治七）一一月に制定した「民費受払規則」を取り上げ、「この制度は、次年分の民費を先に集め、それを掛屋に預けておいて、順次に使つていくことにより、区戸長等の民費中の利子取得を防ぎ、逆に預け入れ利子收入を、財源に繰り入れていこうとする制度であった」と述べている。⁽¹⁾また、次のようにもいう。さらに戸長等による租税、民費のまかしも跡をたたなかつたようで、明治六年十二月には県布達第四百十八号で、『区々戸長共の間にハ職務を忘れ、私益を甘』んずるもののがおり、そのためには、それを察した各村が、貢租納入方法を戸長と相談せず、村独自で『奸商』と結んで納入したり、売り払つた米の代金で貸付を行なつたり、貢租をまかしていることを、県は指摘し是正を求めていた。民費受払規則の中でも、区戸長等がみずから掛屋となり、自らの資金を村に貸し付け、村費として消費し、しかるのち貸し付け金額に利子分をたした額を村に賦課し、新たな自己資金として回収すると言う方法に触れ、そのために区戸長等に対して人民の不満と疑惑が広がつてゐると述べている。⁽²⁾

その後、奥村氏は、この区戸長の不正について、より理論的考察を深め、「三新法体制の歴史的位置——国家の地域編成をめぐって——」（『日本史研究』一九〇号、一九八六年）では、区戸長の置かれた位置から「不正・疑惑」の構造を、「村請制下では、区町村費用の支出入は、区戸長が自らの資金を区町村で支出があることに貸し付け、これの年総額に貸出利子を加えた額を村民に賦課し回収するという方法が取られていた。ここでは私費と公費の明確な分離は行なわれておらず、区戸長自身の私的会計の一部として区費・村費が処理されていた」と指摘し、「不正・疑惑の構造」が発現した具体例として一八七四年（明治七）二月の播磨国明石郡・美嚢郡の農民騒擾をとりあげて分析を加えている。⁽³⁾

奥村氏のこれらの主張を裏付ける対象になつたのは飾磨県である。奥村氏のその後の研究である『新修神戸市史

歴史編IV近代・現代⁽¹⁴⁾によれば、飾磨県では、明治五年の六月から七月にかけて区画と役員の改正を行ない、郡を大区とし、明石郡は第一大区、美嚢郡を第二大区とし、明石郡では八つの小区に分けた。この場合大区は地理的な区画わけにすぎず、各小区には戸長が置かれ、村には保長が置かれた。そして翌年四月、小区を村の連合体から県の行政単位とする急進的な行政制度改革を布達し、旧来各村にあつた書類を小区の集会所に集めるなどのことを命じている。⁽¹⁵⁾この書で奥村氏は、一八七三年から七四年にかけて断続的に起きた騒動、すなわち飾磨県明石郡第一小区、第二小区、第三小区での貢租納入にからんで小区の長である戸長への疑惑をめぐる騒動を詳細に分析している。そしてこの騒動の最大の要因を、氏は「戸長が小区内の事業に使用するための資金を立て替え、年度末に立替期間の利子を含めて、各村から金を徴収するシステム」⁽¹⁶⁾と指摘する。

問題は、奥村氏が指摘する明治初年代の区戸長らの「不正・疑惑」の構造が全国的現象としてどこまで一般化で起きるかである。この点に関して、「新修神戸市史」の奥村氏の執筆部分で注目されるのは、現神戸市域で、騒動が起きているのが小区に戸長が置かれた飾磨県域で、騒動が起きていないのが村に戸長が置かれた兵庫県域であることである。つまりは、租税納入単位が村ではなく村を超えた単位（この場合は小区）の場合問題が起きやすく、村の場合は起きにくいということは言えそうである。要するに、区戸長の財政立替機能一般が紛擾をおこす要因になつたというよりも、従来の租税納入単位に変更をきたした場合問題が起きやすいということである。ちなみに、第千七十一号布達で町村内の公費割賦ならびに勘定等において正副戸長の独断の処置が間々あることを指摘しているにもかかわらず、現在の段階では、滋賀県の場合区戸長をめぐる会計疑惑の騒擾は一件も記録されたものを見ることができない。そのことは、滋賀県の場合、幕藩体制の町村には何らの手を加えず、郡の下に区があり、その下に從来からの町村があり、町村が租税納入単位であつたことが関係あると思われる。全国的に見れば、青木虹二『明治農民騒擾の年次的研究』（新生社、一九六七年）により、明治初年より一八七五年（明治八）頃まで区戸長（大庄屋・庄

屋など村役人）の会計上の不正疑惑による騒擾の件数が全国的にかなり多いことがわかるが、これらは近世社会からあつた庄屋・区戸長の立替機能一般からおきたというよりも近世の村財政の監査システムの動搖や機構変更から起きたのではないかと推測している。ただし、これらは、多様なケースを個別的に検討していかねばならない。

なお、近代史の研究で、特定の人間が立替して支払いが先行し、割付が後に行なわれるという近世的村財政のしくみがどのように変わっていくかを特定の地域を対象に具体的に論じたものはまだないと思われる。拙著第二章の金堂村の分析でもその点を明らかにし得ていないし、この点は今後の課題である。ただ推測を交えて若干の点を述べるならば、金堂村において、郡区町村編制法施行以前に戸長の立替機能があつたとは見なしがたい。なぜなら、拙著で述べたように、金堂村においては、一八七三年から一八八五年までの戸長の任期は、事实上一年になつていた。⁽¹⁸⁾ 一年交代の戸長が立替機能を担つていたとは考えにくい。近世の世襲庄屋の場合（世襲庄屋自体多いケースではない）とは異なり、近代の戸長は一般的に在任期間が短いのが普通であったと推測している。となると、近代の戸長の場合、地域の特定の有力者などからの金の融通により支払いを先行させていたか、あるいは村に常備の備蓄金などにより支払いを先行させていたと考えられる。金堂村の場合は前者で、そのような掛屋的機能をもつっていた有力者は、滋賀県内でも最高位の所得を有していた近江商人外村与左衛門家ではないかと推測している。⁽¹⁹⁾

注

- (1) (2) 「滋賀県史」三十八 制度部第二五（内閣文庫所蔵『府県史料』、雄松堂マイクロフィルム版）。
- (3) 区長戸長等の職掌については、区長・副区長はその区内において、戸長・副戸長はその町村内において、訴訟事件を除く戸籍はもとより土地・人民に関する諸事務一切を管するものと、位置付けられた（第一条、第二条）。
- (4) 奥印については、何事によらず人民の諸願・伺・届等は、必ずその町村内の戸長または副戸長の奥印を請けて、当人から直ちに県庁に差出すべし、ただし戸長に差し支えがあれば副戸長、副戸長に差し支えがあれば、組頭が奥印すべし、と規定された（第五条）。また、願・伺・届等の内自家一己の事は区長・副区長の奥印は必要ないが、その内、①税に関する事、②土地の模

明治期の村落行政をめぐる諸問題

様、③水利の景況を変更する事、④人別加除に関する事等は、戸長・区長の奥印を譲けて当人より直ちに県庁に差出すべし、と規定された（第七条）。明確に区長・戸長等の奥印が必要でない場合は、ひとつは訴訟事件である。もうひとつは、次の願・伺・届の場合である。①「公務アル人民」がその公務の事について、②華士族がその族務（伴賀等の事）について、③神官・僧侶がその教儀・宗儀の事について、④諸商會社がその商社・会社について（第九条、第十条）。

(5) 一ヵ月後の同年一月二〇日、千六十九号、千七十号、千七十一号を周知徹底させようとする次のような布達が出されている。

第十七三号

一當県本年第一千六十九号、同一千七十号、同一千七十一号布達ハ人民県庁ニ対シテノ公權並ニ民間互ノ通義且公費上ニ於テ必用ノ事件ニ付テハ、別シテ一民タリトモ無遺漏熟知セシムル様可致、依テ時々各其請持ノ区内巡廻シ懇々告示可致事

右管内各区々長副区長へ無済布達スルモノ也。（前掲「滋賀県史」三十八）

(6) 「滋賀県史」四十四。

(7) 具体的には、次のような内容である。

諸入費取調べは一ヵ月ごとに第一号式（後述）のことく記載し一町一村の入費翌月五日までに戸長において二通を製し区長に差出すべし（第一条）。戸長よりだした二通の第一号式を区長において検査し、その検査の印を押し、その二通を戸長へ戻し、その町村の戸長役場に掲示し今一通は区長に留め置くべし（第二条）。戸長役場に掲示して置いた第一号式をもって一月より六月まで六ヵ月分合算し、七月一〇日までに戸長より区長へ差出し、また七月より一二月まで六ヵ月分翌年一月一〇日まで同様に取調べ区長へ差出すべし（第三条）。区長においては戸長よりだした一月より六月まで六ヵ月分区内合算し、第二号式へ記載し、七月限り県庁へ差出し、また七月より一二月まで六ヵ月分翌年一月限り同様取調べ県庁へ差出すべし（第四条）。なお、第一号式の「明治何年何月入費」の仕訳の項目は、(a)道路橋梁堤防修繕につき人足貢、(b)布告並布達類順達人足貢および筆墨紙等、(c)管内限達し事につき取調べ入費、(d)諸公用につき正副区戸長出張旅費、(e)区戸長役場入費、(f)県社郷社村社管繕費、(g)県社郷社神官給料、(h)諸祭典ならびに遙拝式および氏神祭式につき諸費、(i)山林取調諸費、(j)里程取調諸入費、(k)地券取調諸費、(l)戸籍取調諸費、(m)徵兵下調諸費、(n)説教諸費、(o)学校諸費、(p)道路掃除につき人足貢等諸入費、(q)用悪水道掘浚並修復等諸入費、(r)河水暴漲につき水防諸費、(s)失火につき消防諸費、(t)井堰守給料、(u)番人給料並諸入費、である（「滋賀県史」第二編六十三百二十四）。

(8) 「滋賀県史」第二編六十三百二十四。

(9) 德田良治「わが国における町村委会の起源——明治九年布告一三〇号『金穀公借共有物取扱土木起功規則』について——」（都

市問題』第三一巻四号、一九四〇年、のち明治史料研究連絡会編『明治権力の法的構造』御茶の水書房、一九五九年所収)。

- (10) 拙著では、この一八七三年の第千六十九号布達からんで、「金堂村の文書中にも一八七四(明治七)年以降戸長・副戸長とともに、村中総代もしくは村総代の名称のものが連印をしている文書が多数存在している(一八七三年までは百姓代が連印)。ただ、村中総代もしくは村総代の名称の者が一八七四年は五名記録されており、村方三役であつた百姓惣代と異なり、恒常に一人が勤める役職ではなかつたと思われる」(一三四頁)、と述べた。ただ百姓惣代を「村方三役」とするのは誤りであり、また第六十九号布達の趣旨からすれば、村中総代もしくは村総代の名称の者が恒常に一人が勤める役職でなかつたことはむしろ当然である。

(11) 奥村弘「大区小区制」期の地方行政制度の展開——兵庫県赤穂郡を中心として——』(『日本史研究』二五八号、一九八四年)五〇頁。

(12) 同右、五〇頁。

(13) 「三新法体制の歴史的位置——國家の地域編成をめぐつて——」(『日本史研究』二九〇号、一九八六年)二六頁。

(14) この自治体史で奥村氏の執筆部分は、明治期を通じて開港場である神戸・兵庫津以外の市域の動きである。

(15) 『新修神戸市史 歴史編IV 近代・現代』一四六～一四八頁。

(16) 同右、一五八頁。

(17) 近世史の研究で、庄屋の立替機能を「近世村算用(村入用)運用上の根幹」として詳細に分析したのは菅原憲二氏であった(近世前期の村算用と庄屋)(上)(下)『日本史研究』一九六号、一九七号、一九七八年、七九年、「近世村落と村入用」(日本史研究)一九九号、一九七九年)。そして菅原氏は、一七世紀後半には免割帳と村入用帳の別帳化が進み、一般農民の運動が村入用帳作成過程への関与・立会・村政参加を志向することを実証した。また、水本邦彦氏は、辞典の記述であるが、村政監査役としての百姓代は近世初頭には常置されておらず、中期以後、村方騒動などをきっかけに登場し、年貢や村入用の割付け監査などに立会つたこと、畿内近畿では五人組頭の代表者が百姓代に就くことが一般的と思われる、と述べている(『国史大辞典』第十一巻、「百姓代」の記述)。なお、水本氏は『近世の郷村自治と行政』(東京大学出版会、一九九三年)第五章「村と村組」で滋賀県神崎郡中野村を分析した際、中野村の六組の村組が村役人等の行なう村算用の監査役の役割を果たしていたことを明らかにしている(一一二～一二三頁)。このように見てくると、維新を迎える時期の近世の村は庄屋等の立替機能は存在したとしても、百姓代の存在など村財政の監査システムは機能していたところが少なくなかったと思われる。たとえば、筆者が現在研究対象地域のひとつとしている京都府宮津市域では、維新以前に、たんに百姓代のみならず立会役と

明治期の村落行政をめぐる諸問題

いう名称のある一定の数の人々が村入用の帳簿を調査（監査）する体制があつたようである。次に掲げるのは、一八八六年（明治十九）四月までに作成されたと思われる「宮津藩政調査書」（大正元年京都府下民政資料雑纂・府庁文書）にあるひとつの記事である。

町村寄合

一 村落ハ歳首ニ於テ初参会ト称シ村民ニ法令ヲ読聞セ、又村役員ノ交逸其他年中ニ係ル事項ノ大略ヲ相談スルヲ通常トシ、年間臨時ニ施行スルコトハ庄屋組頭百姓代及ヒ之レニ立合役ヲ会セシメ、其事件ヲ評決スルヲ例トス、但シ費用ハ悉皆費用帳ニ記載シ置キ年末ニ至リ立会役之レヲ調査シ其実費ニ依リ賦課徵収ス、其費目概ネ左ノ如シ

一 庄屋組頭百姓代小使等ノ給料及ヒ其消耗費、但役員給料ハ年来ノ定額アリテ毎年変更スルモノトス

一 神事祭典費

一 土木ニ係ル費用

一 火防費並ニ救助費

一 集会費

立会ト称スルモノハ各村概ネ石高百石ニ付毫名ノ割合ヲ以テ長百姓ノ中ヨリ撰出スルヲ通例トシ、小村ニ至リテハ戸数拾戸ニ壱戸ノ割合ニテ撰出スルアリ、即チ今日ノ議員ナリ

連合村ニ係ル事件ニ付テハ、庄屋組頭百姓代等寄合評議シ其議決ヲ以テ更ニ連合合議評定ス

（傍線筆者）

この記事が、宮津藩のいつの時点からの状況を指示するものかはもちろん判然としない。しかし、少なくとも藩がなくなる直前には百姓代以外に立合役といつある一定の数の人々が村財政の監査機能を担つていていたことは明らかであろう。なお、監査のための一定の数を村の中から選出するとすれば村組を単位に選出することは割合自然である。筆者が明治維新以前にも金堂村で組頭の集団による村の帳簿の監査システムが存在したのではないかと推察する所以である。ともあれ近世の村社会においても財政の監査システムは数多く存在していたことは明らかであろう。

(18) 指著 七六頁、八二頁。

(19) 郡区町村編制法施行後であるが、一八八〇年（明治十三）九月一五日の組惣代集会の記事には、共有物の地券や公債証書、その他の村の金額を外村与左衛門家に預けたことを示す次のような記事がある。

一共有物地券廿壹枚、公債証千三百円也、右ハ外村与左衛門方ヘ預ケ事

一戸長以下給料ハ前年通戸長給八十八円、書役給七拾二円、常夫給四十円、右之内江公債利子金七拾八円、地方定額金六拾四

円七拾武銭差引不足金ハ義務金ヨリ渡ス事

一義務金差引戻残り金ト後縁酒直シ料金ト石川村備荒積立金村中備荒積立金ト村中持地所賃地賣錢金ト作喰米貸附残り金ト六品ノ金額外村与左衛門方へ預ケル事

(『明治十二年五月ヨリ明治十四年八月ニ至ル 諸事議定簿』)

二 明治前期の小学校をめぐる問題

(1) 小学校の位置付けと拙著の考え方

筆者は、拙著第一章において、一八七六年（明治九）九月分の滋賀県神崎郡第四区の四つの小学校収入（憲章学校・至若学校・明新学校・里仁学校）、明新学校の一八七四年（明治七）から一八七九年（明治一二）までの各年度出納表（ただし、一八七八年を除く）を分析し、収入において生徒授業料はけつして大きな比重を示しておらず、むしろ大きな比重をもつたのは学区の村からの戸別集金であること、ただし戸別集金も村の階層によつて区別が付けられていたこと（明新学校の場合、上等二〇銭、中等八銭五厘八毛、下等二銭）、教場確保や学校新築にあたつても地域富裕層による多額の寄付があり地域の下層住民に無理な負担を強いたとは思えないことを実証した。⁽¹⁾ そして、この実証を前提にした上で、明治初期の小学校について、注で次のような一般的見通しを述べた。

一般的に、設立当初の小学校が、幼いなりに親の手助けになつて子供の労働力を奪うとともに、高い授業料と子供の実情にあわない教育内容のため、地域の貧しい人々にとつてはかなりの負担と不満を引き起こした、との認識が現在も根強くある。授業料負担の点で根拠となるのは、明治五年八月三日文部省布達第一三号のいわゆる「学制」である。「学制」の第九四章には「小学校ニアリテハ一月五十銭ヲ相当トス外ニ二十五銭ノ一等ヲ設ク」とあり、月に二十五〇銭ではたしかに不満を感じないほうがおかしい。しかし、月に二十五〇銭も授業料を徴収する学校が実際にどれほど存在したであろうか。本文で述べるように、この地域では授業料

明治期の村落行政をめぐる諸問題

はけつして高いものではない。学校の財政運営は、村の戸数割と同様階層別の戸別集金と寄付金などで賄われた。ここでは一地域の事例にすぎないし、新政反対一揆の原因の一つに学校に対する出金のあり方があつたこともすでに指摘されている（一八七三年三月敦賀県大野郡の騒擾・一八七六年一～二月茨城県の騒擾——青木虹二『明治農民騒擾の年次的研究』五二～五三ページ、同年七月京都府何鹿郡の騒擾——原田久美子「物語 京都の自由民権運動」¹⁾ 〔『京都民報』一九六九年一月九日、一六日、二三日付〕）。しかし、たとえば、土屋喬雄・小野道雄編『明治初年の農民騒擾録』（勁草書房、一九五三年）、青木虹二『百姓一揆総合年表』（三一書房、一九七一年）、同『明治農民騒擾の年次的研究』（新生社、一九六七年）を見たとき、学校問題が全国的にかなりの比重でもつて、一揆・騒擾の原因になつたかは疑わしい。青木氏が『明治農民騒擾の年次的研究』三六頁に一八六八年から七七年までの「明治初期の年次別騒擾区分」の表を掲げた際、学校問題での騒擾内容区分をしていないのも、学校への出金問題が、存在したとしても副次的な問題であつたことを示していると思われる。小学校がとともにかくにも維持運営されていく背景には村の人々の実情に即した財政運営や教育内容がなされていたところが多かつたとの印象を筆者は拭えない。⁽²⁾

当初、教育史の研究蓄積に一門外漢が立ち入る意図はなかつたから、印象のようなことを注で述べたが、印象としてもこの文書では以下の点で問題があつたと思う。第一は、明治初年代の農民騒擾の勃発の要因には、小学校の問題のみが取り上げられているわけではなく、小学校はさまざまな要因の一つにすぎないが、しかし、一八七三年および一八七六年の農民騒擾では多くの地域で小学校の毀焼が行なわれており、なぜ小学校が毀焼されたか、その意味を考える必要がある。第二に、小学校への出金問題で授業料の問題は、古い研究はともかく、現在の教育史研究の動向からすれば大きな比重をもつていたとは考えられないのはおおよそ常識的見解であり、むしろ賦課金の比重の方が高い。この点で賦課金の重みの問題を中心に据えて論を展開すべきであつた。ただし、その賦課金にして

も、各府県によって、そして同一府県であっても各小学校によって、しかも同一学校によつても各年によつて差異があり、全国一律の傾向性を見ることはできない。したがつて、学校費負担の過重さゆえに小学校が地域に根付かなかつたと一般的に言つことはできない。要するにかなりの地域差がある。したがつて、負担が重かつたと推測される地域もあれば、第一章で分析したように地域の名望家たちの相当な力添えにより重かつたと断定できない地域もある。このように、むしろこの問題は評価を画一化しないことにこそ意味がある。⁽³⁾

第三に、「小学校がとともにかくにも維持運営されていく背景には村の人々の実情に即した財政運営や教育内容がなされていたところが多かつた」という表現は大いに訂正の必要がある。まず、「実情に即した財政運営や教育内容」という表現の内、教育内容はそれ自体を論証していないから、これは書き過ぎであった。また、「実情に即した」という表現は、まったく学校に違和感を感じていなかつたと読まれる可能性もあり、「あまり無理がない財政運営」という表現に訂正したい。その上で全体的表現として、「小学校がともかくにも維持運営されていく背景には地域の人々のあまり無理がない財政運営がなされていたところが少なくなかつた」と訂正する。この表現でも、創設時の小学校については経済的負担の過重さゆえに、地域の「民衆」の反発や不満を引き起こしたという通説的イメージに充分な疑問を呈しておきたい。

以上の点について、若干のことと述べておきたい。

(2) 学校をめぐる騒擾

まず、一八七三年（明治六）から七六年（明治九）までの農民騒擾で騒擾側が小学校のどういう点に問題を感じていたかを分析する。

表1は、森川輝紀『近代天皇制と教育』に掲載されている表をそのまま転載したものである。⁽⁴⁾ この表にも見られ

明治期の村落行政をめぐる諸問題

表1 明治初期「学制」反対諸騒擾一覧表

小学校入費出錢反対	京都 (1873) 島根 (1874)
学校賦課金反対	茨城 (1876)
学校新築増額反対	山梨 (1876)
小学校廃止	鳥取 (1873)
学校引き渡し	宮崎 (1873)
教育内容に反対	敦賀 (1873)
学校破壊	埼玉、北条、鳥取、名東、福岡 (1873) 三重、岐阜 (1876)

森川輝紀『近代天皇制と教育』50頁の表を転載。

る」とく、一八七三年（明治六）の新政反対一揆と呼ばれている北条県（現岡山県）、福岡県、名東県（現香川県）の各一揆、また「地租改正反対一揆」と呼ばれている一八七六年の「伊勢暴動」でも三重・岐阜各県では学校が破壊の対象になつたことは周知のことである。この小学校破壊の印象は強烈で、当時の「民衆」が小学校に反発したことの証左にされているといつていい。ただ、このような激しい現象にもかかわらず、一八七三年の騒擾を見たとき、騒擾を起こした農民層が学校のどのような部分を負担と感じていたかは必ずしもすべてにおいて史料上明確になるわけではない。表1を参考に騒擾の農民層が学校問題で何を感じ何を要求していたか、騒擾のいくつかを個別的に見ていく（騒擾の経過は必要がある限りにおいて触れるにとどまる。なお史料はすべてすでに先行研究で利用されている史料である）。個別に見ていかないと、特定の地域で起きたことが、全国共通に起きる雰囲気であつたと誤解されかねないからである。

まず、一八七三年三月一日～二日におきた宮崎県宮崎郡太田村（現宮崎市）の騒擾である。この騒擾は、青木虹二『明治農民騒擾の年次的研究』^{〔6〕}では、要求を「学校敷地引渡、寺院復旧」とする。経過は、三月一日同村二〇〇余名が集合し、「掛戸長」に対し、同村の「郷校」は、廢寺跡で元檀家が造営したものなので、家屋地所村中に下げる渡されたいと訴え出たが、戸長は同校は自由に下げる渡す謂れはない、しかし願意は県庁に申し立てると言論。しかし農民側は承諾せず、校上の瓦をはぎ取り、ついで家屋を取り壊す勢いなので官が出張し、種々説諭の結果、翌日解散したものである。^{〔7〕}この騒擾は、小学校の土地をめぐる騒擾で、直接的に学校費負担の問題ではない。学

校 자체を不要としている雰囲気の中で起きている可能性が強いが史料上は不明である。

三月四日～一〇日の福井県大野・今立・坂井三郡農民騷擾では農民側の三カ条の願書があつたことが知られる。「耶蘇宗門越前國中へ布教あるべからず」「学校に於て蟹行文字を用ふべからず」「法談説法差止め間敷事」⁽⁸⁾がそれである。「蟹行文字」を学校で使用するな、という要求は、「学校に洋文を廢する事」と同じ意味である。この騷擾は、真宗の強い風土を背景にして全体に開化政策を「耶蘇化」・洋風化として嫌忌したものであろう。ただし、学校教育の中に西洋教育の導入が非難されても、学校を不要なものとしていたか不明であり、また授業料・賦課金等の問題が提起されているわけではない。

五月二六日～六月一日の北条県（現岡山県）農民騷擾は、規模の大きさと形態の激しさで有名なものである。首謀者と目された筆保卯太郎は、この騷擾の動機を「自分儀兼て当村總代役相勤居候處、近來御布令乍恐何事に不依心に不慊、就中徵兵地券学校屠牛斬髮穢多の称呼御廢止等の条件に至ては實に不奉服、如何にも御捐棄に相成從前へ復し度と偏へに心を苦しめ、其次第歎願可致と一応は思出候共、熟ら当時の時勢を察するに只管願出候共必御許容には相成間敷⁽⁹⁾」と述べている。筆保の場合「学校」に不満であつたことはわかるが、それは「徵兵」「地券」「解放令」など開化政策全般への不満のひとつであり、これらを「從前へ復し度」という願望であったことがわかる。なお、東北条郡三二か村の一〇カ条の要求の中には小学校に関する要求はない。⁽¹⁰⁾しかし、一九二八年刊の『津山恩知会誌』第一五篇には、「暴動ノ起因」の項に他の要因に交じつて「小学校ノ新設ヲ見テ、百姓ニ無用ノ物入ナリト惡評シ、流言紛粉物情騒然タリ」とあるし、二二の小学校が毀焼されたことから小学校も攻撃の対象になつたことは明らかである。ただし、これらは開化政策全般への攻撃であつて、授業料とか、学校賦課金であるとか具体的的な負担問題から攻撃されているかどうか史料上は不明である。

六月一六日～二五日の福岡県全県のいわゆる「筑前竹槍一揆」は、参加人員三〇万人ともいわれ、福岡県庁が一

明治期の村落行政をめぐる諸問題

時占拠されるまでにいたつた。この一揆では歎願書がいくつか発見されているが、第一次史料に小学校に関する要求はない。⁽¹²⁾しかし、北条県農民騒擾と同様、被差別部落が襲撃されるとともに、二九の小学校が毀焼された。ここでも、具体的負担問題から起因しているかどうか史料上は不明である。

六月一九日～二三日 鳥取県会見郡（現米子市）の農民騒擾では、新聞史料によれば、騒擾の過程で官員に差し出されたとする願書の内容は、米価下げる、外国人管内通行禁止、徵兵廃止、今般騒動首謀者なし、年貢端数切り捨て、地券作成諸入費を官費にする、「小学校御廃止人別私塾勝手被仰付候事」、布告代廃止、太陽暦廃止・陰暦復活、半髪勝手、⁽¹³⁾である。この場合も開化政策全体への不満が前提にあるが、「人別私塾勝手」という要求が注目される。つまり、この要求は、教育は従来の私塾・寺子屋で充分ではないかとする要求であり、教育そのものを否定しているわけではない。また、直接的には授業料と賦課金負担を問題にはしていない。しかし、寺子屋・私塾への入塾が随意であったのにたいし、小学校は義務化され、程度はともあれ賦課金がともなつたわけであるから、「小学校廃止」要求の背後に賦課金などの負担問題があつたとも考えられる。

六月二六日～二九日の名東県（現香川県）西讃六郡（三野・豊田・那珂・多度・阿野・鵜足各郡）の農民騒擾について⁽¹⁴⁾は、石島庸男「西讃農民蜂起と小学校毀焼事件」という論文が詳細をきわめた研究であるが、現在の所明確な要求がわかるわけではない。しかし、「徵兵・屠牛反対等が主因」⁽¹⁵⁾とされ、形態では区戸長事務所や区戸長の居宅、羅卒屯所や学校四八ヵ所や小学校教師宅、被差別部落が焼毀された。このことから、北条県農民騒擾同様開化政策全般への不満が騒擾の要因と考えてよい。学校についての要求を、石島氏は状況を分析した上で、「学校賦課金廃止、人別私塾勝手次第」とまとめているが、史料上からはそのことが直接わかるわけではない。

七月二三日～二七日の京都府何鹿郡（現綾部市）の農民騒擾は、何鹿郡第一区九か村、第一〇区一七か村、第三区、第四区七か村、第一一区一〇か村でおきる。これは筆者の研究対象府県でもあり若干詳しく述べよう。農民側の

要求は、各区によつて若干異なるが、徵兵免許、裸体免許、「新平民」を「穢多」に改めること、断髪反対、出火の際火元人贖罪金免許、社倉米その村々にて預かり置くこと、証券印税免許などにまじつて小学校出金問題がある。小学校出金問題についての要求を伝える史料では、(1)「小学校入費出金方差別」(第一〇区九か村)、(2)「小学校費出金免許」(第一〇区一七か村)、(3)「学校入用金」(第四区七か村)との表現で書かれているが、いざれも学校費負担問題である。これらの要求に対し、官の説諭は、第一区九か村の農民に対しては、「府下小学校は他に先だち建設相成たれども、今日にては御国一般の事富強の基本を立て人才を生育するの急務たる訳を以て建築相成る儀、乍去実に出錢差支候ものは書付可差出⁽¹⁾」となり(第一〇区一七か村の農民についてもほぼ同じ)、第四区七か村の農民については、「極難渋の者而已差免候條名元取調可申出事」となつてゐる。一八七三年の京都府の学校関係歳入を見ると、生徒授業料は四五〇円で年間総額の〇・五%に過ぎず、それに対しても内集金は五万三千円で総額の約六〇%弱であり、この小学校費は学区内の賦課金であろう。どの程度の賦課金であったか不明であるが、第一〇区一七か村の農民の要求である「証券印税免許」に対する官側の答へが、「学校入費三十五銭を難出程之輩にて拾円以上の印紙は何ぞやと難候」⁽¹⁹⁾といふものであつた。「学校入費三十五銭」の意味が一年なのか、それとも半季なのかわからない。ただ、『文部省第二年報』の「京都府学事年報」では、一八七四年の「学費賦課ノ法」について、「賦課ノ法ハ人民ノ設クルニ任ス」と融通性を認めながら、「大抵半季每ニ毎戸金二十五銭ヲ集メ復貧富ヲ分タズ、其不足ヲ補フハ更ニ地価高地租高等ニ課スルヲ以テ貧富自ラ略平均ナリ」⁽²⁰⁾とあり、「学校入費三十五銭」がもし半季であるとするなら、この地域は京都府の平均よりも高く設定された可能性がある。しかももし「貧富ヲ分タズ」賦課されたとするなら、下層にはある程度負担になつたであらう。

なお、森川氏が表1に記載した一八七四年の島根県の農民騷擾も見てみよう。この騷擾を土屋・小野編『明治初年農民騷擾録』によつて見てみると次のようになる。島根県の出雲・能義二郡の村々の人民は一八七四年三月下旬

以降動搖の萌しがあるので、早速官員を出張せしめ事実取調がなさしめた。この要因は、一八七三年二月以来「学校設立并地券取調経費其他百端更正事務鷗集の際」自然災害も加わって「民費賦課の金額が平年経費の殆んど倍に上つたので、人民等は村吏共不正の所業が有るのではないかと疑惑を抱き、種々誓約のケ条を設けて連判状を製し村吏に迫るに至つたのである」。⁽²¹⁾ 県当局は、ただちに当時の村吏の不正の有無、ならびに集会した人々の取調べに着手している。以上が、史料の要約であるが、問題は「村吏共不正の所業」の疑惑であり、森川前掲書がこの騒擾の要因を「小学校入費出錢反対」と総括できるほど理由が充分わかる史料ではない。

以上、一八七三年段階（一八七四年一件）の農民騒擾での学校問題の比重を見てきたが、かなり多様なケースがあつたことがわかる。しかしくつかの特徴は探ることができるだろう。第一は、これら農民騒擾のうち、学校問題単独で騒擾の原因になつた例は宮崎県の学校土地問題を除けばまずなく、さまざまの要因のひとつであること、要するに、原因是「新政」全般＝開化政策全般に対する不満・反発であつたこと、第二に、経費負担（授業料、学区内賦課金、寄付金）の問題が背景にあつたことが予想されるとしても、そのことが史料上完全に明示されているのは京都府何鹿郡のケースのみであること、第三に、これまでの教育史の研究でも指摘されているように、農民側としては地域の教育そのものを不要としているのではなく、鳥取県会見郡の騒擾の要求、すなわち「小学校御廢止人別私塾勝手被仰付候事」という志向性が存在していたこと、北条県の「從前へ復し度」という要求も同一の指向性と考えられること、である。要するに、授業料など学校費負担が直接的に農民騒擾の一要因とは必ずしも断定できず（なかつたとは言えないが）、むしろ義務として入学する小学校ではなく、隨意に教育をうけられる從来の家塾・私塾で充分ではないか、という要因が存在していたと推測される。⁽²²⁾

一八七三年について農民騒擾の対象に小学校がなるのは、一八七六年（明治九）のいわゆる「地租改正反対一揆」⁽²³⁾とよばれる農民騒擾である。すなわち、茨城県真壁郡および那珂郡の農民騒擾、さらに「伊勢暴動」と呼ばれて

る三重・岐阜・愛知各県にわたつた農民騒擾である。ここでは、小学校にからむ要求は学校費負担問題で明確になつてゐるようだ見える。

一八七六年一月三〇日～一二月二日の茨城県真壁郡農民騒擾、一二月六日～一〇日の同県那珂郡農民騒擾は、直接的には前年度の高価な米価を引き継いだ石代納納入に対する延納運動であつた。しかし、真壁郡飯塚村ほか一村の要求、「曰く貢納の価位宜しく現時の直を以てすべし、曰く島の租宜しく旧慣に復すべし、曰く改正地租の費宜しく官費を須ぶべし、曰く凡そ道路の土木各村宜しく自から弁ずべし、曰く民費賦課及び学校賦課併に宜しく廃止すべし」、さらには那珂郡上小瀬村の一揆指導者小林彦右衛門口供書には「自口ノ意ヲ以テ学校費・人口費・地券入費等廃止ノ儀申立ル」⁽²⁶⁾、というように、明らかに学校賦課金も問題であつた。森川輝紀氏によれば、茨城県では実際に一八七六年に学校賦課金が増加したらしい。⁽²⁷⁾なお、この騒擾では小学校の毀焼はない。

一二月一九日からのいわゆる「伊勢暴動」では、三重県では七九小学校が、岐阜県では七小学校が破壊される。この騒擾でも、三代相場の引下が目指されるわけであるが、三重県飯野郡四二か村の嘆願項目のなかに「学校教員ノ給料官費ノ事」⁽²⁸⁾がある。小学校の場合、学校財政支出の三割以上は教員給料になるから、官費支給は事実上賦課金等の軽減につながるものであつた。ここでも、学校費負担軽減も課題であつたことがわかる。ただし、この「伊勢暴動」では以下のことも考慮する必要があると思われる。この時期の「伊勢暴動」が波及した岐阜県下の小学校を分析した堀浩太郎氏の研究によれば、この時、「悉皆焼失の小学校は明治8年新築された学校及び造営・修繕などがされ新築同様の学校に限られている。他方、暴徒侵入経路に当たるにもかかわらず毀焼されなかつた学校は、すべて仮宇及び民家を借用して校舎に当てている村である」とし、また攻撃対象になつた学校の教員が「他村の士族出身教師」であるのに対し、攻撃対象にならなかつた学校の教員は「各村内の僧侶あるいは元私塾教師であり、以前から村に居住している知識人」であつたという。⁽²⁹⁾ここから、堀氏は「暴動参加者は、当時の学

明治期の村落行政をめぐる諸問題

校教育を完全に否定したのではなく、彼らの生活に密着した教育を要求していたのであり、これが学校毀焼という行動に影響を及ぼしていたのである⁽³⁰⁾、「と意味付ける。森川輝紀氏も「民衆の私有的学校觀と明治政府の『官』立的統制との落差の激しさ」⁽³¹⁾と位置付ける堀氏が明らかにした事実は、要するに、小学校およびその教員が地域の人々にとつて密着したものであれば、なんら破壊の対象ではなかつたことを意味している。ただし、どういう点が「生活に密着した教育」かはさらに検討の余地があるようと思える。

(3) 学校財政の比較

以上、小学校の問題に絡んで騒擾が起きた場合のケースについて検討してみた。しかし、言うまでもなく、騒擾が起きている地域もあれば起きていない地域もある。しかも、騒擾は小学校の問題を単独の要因として起きたケースはほとんどない。また、全国的に見れば、起きていない地域の方が圧倒的に多い。

この場合、騒擾が起きている地域と起きていない地域の比較⁽³²⁾ということが当然考えられるであろう。この比較が一定の意味を持ちそうに見えるのは、我々は、すでに笠森健『明治前期地方教育行政の研究』(講談社、一九七八年)という詳密な書によつて、学校財政のありかた(たとえば、授業料や賦課金の徴収方法等)が府県によつて大きく異なり、さらに府県内の各学校によつても大きな差があつたことを研究の共有財産としてもつてゐるからである。しかし、筆者の場合、同一府県内での比較を行なう素材はもつていらない。とすれば、かなり荒い比較であるが、学校賦課金の問題も騒擾の背景になつた(あくまで一背景にすぎないが)一八七六年の茨城・三重各県と筆者が研究対象としている京都・滋賀各府県を比較するという方法も一度試みてもいいだろう。表2はその試みである。

表2の数字と『文部省第四年報』所収の各府県「学事年報」(以下「年報」と略称)等をもとに比較すれば、次のようになる。生徒授業料の割合は、茨城・三重がそこそこ高いのにたいし、京都・滋賀各府県は低い。授業料を個別

表2 1876年茨城・三重・滋賀・京都県公立小学校費歳入費各費目金額および割合（単位：円）

	生徒 授業料	寄付献金	学区内 集金	文部省委託 金(補助金)	積金利子	諸入金	前年より 繰越	総計
茨城	16,963 (8.2)	5,188 (2.5)	28,091 (13.6)	17,839 (8.7)	10,324 (5.0)	17,400 (8.5)	110,046 (53.5)	205,851 (100)
三重	13,714 (10.1)	7,336 (5.4)	63,099 (46.5)	16,192 (11.9)	3,966 (2.9)	5,006 (3.7)	26,239 (19.4)	135,553 (100)
京都	3,233 (1.5)	32,759 (15.7)	114,777 (54.9)	18,915 (9.0)	15,411 (7.4)	11,115 (5.3)	12,928 (6.2)	209,139 (100)
滋賀	4,224 (2.0)	40,448 (19.6)	126,680 (61.5)	9,388 (4.5)	12,115 (5.9)	11,004 (5.3)	2,258 (1.1)	206,118 (100)

出典：『文部省第四年報』中上記4府県「学事年報」

註：①（ ）内は%。

②金額の数字は、錢以下を四捨五入し円以上を記載。

③パーセンテージは小数点2位以下を四捨五入し、小数点1位以上とした。

に見ると、茨城県の場合、「土地ノ貧富ニ依テ差等」あるが、全管内平均して上は一二錢五厘、下は六錢、一家二人以上は一人半分を納め、三人以上は一人を免じ一人半分を収め、ただし貧民の子女は授業料免除あり、となつてゐる。^㉙三重県の場合、一ヵ月一錢とし、貧富の都合により七錢・五錢・三錢の三等があり、一家二人以上は遞減し、貧民の子女は免除、となつてゐる。^㉚京都の場合、『文部省第四年報』に記載はなく、『文部省第三年報』でみると、授業料を徴収するしないは各学区に任され、もし徴収しても大抵一ヵ月一生徒につき一錢二厘から九錢まで、となつてゐる。金額からいって、徴収していない学校が多かつたであらう。^㉛滋賀県の場合も、「或ハ收入スルモノアリ或ハ否サルモノアリ、総テ其区ノ適宜ニ任」されたが、この場合も徴収していない学校が多かつたただろう。

寄付金は京都・滋賀が高いのにたいし、茨城・三重は低い。問題は学区内集金（学校賦課金）であるが、茨城県を除けば、三重・京都・滋賀各府県は学校賦課金の割合は高い。ただし、各府県によつて違がある。茨城県の場合、寄付金を「元素」とし足りない場合は賦課法を用いる、としているがもともと寄付金で足りるわけがない。賦課法は複雑で、基本は旧草高一〇〇石をもつ

て一年間四円を賦課し、無産の者は三銭とするが、これに清酒醸造、醤油酢濁酒造、土族家禄、商業収入などを一定の割合で計入していく、という形をとる。これだけでは、学校賦課金がどの程度であつたかわからないが、問題は「学資賦課金未納ノ村々ニ於テ祭礼ニ托シ手技角力或ハ芝居等ノ遊戯ニ属スル者ヲ興行スルヲ許サス」、と賦課金徴収にあたってかなりの強制があつたようである。⁽³⁵⁾ 三重県の場合、一八七四年の場合、一ヵ年一戸三二銭とし、漸次増加の予定としているが、⁽³⁶⁾ 七五年の場合、「学費金三万円ヲ定額トシ、之ヲ学区内ノ戸数地価財産ニ拠テ賦課シ其金額ヲ各校ニ属スル戸数ニ応シ配布ス」、⁽³⁷⁾ とあり金額の記載はない。七六年の場合も七五年と同様である。このように金額についての記載はないが、「学費金ハ（中略）其消費ハ一切県庁ニ於テ管理ス」とあつて、県当局が徴収・消費ともに前面にてている。京都府の場合、「文部省第三年報」では、賦課法は「人民ノ設クルニ任ス」としながら「大抵半季毎ニ每戸金二十五銭ヲ集メ復資富ヲ分タズ、其不足ヲ補フハ更ニ地価高地租高等ニ課スルヲ以テ貧富自ラ略平均ナリ」としている。⁽³⁸⁾ 滋賀県の場合、学校賦課金は、「大凡戸別割或ハ人口ニ割り当テ」としているが、「渾テ学区ノ適宜ニ任ス」という前提は京都府と同様である。戸別割および人口割の方法は一八七六年の「年報」には規定していないが、一八七五年の「年報」では、「大凡戸別割ニテ上中下三等或ハ四五等ニ割合赤貧ノモノハ之ヲ除ク」とし、五段階の賦課方法もよしとする一方、「人口ニ割り当テ収入」するもよしとした。⁽³⁹⁾

以上、四つの府県における学校財政の負担の度合いをかなり粗い比較のもとに見てきたが、もつとも特徴的な点は、茨城・三重に比較して京都・滋賀の方が授業料・学校賦課金の徴収方法において画一的な徴収ではなく、府県内の各学区や住民に任せらる度合いが強いということである。そして「年報」の記述に依拠するかぎり、その度合いは京都府より滋賀県の方が強いように見える。たとえば、京都府の場合、基本的には「人民ノ設クルニ任」されながら、「大抵」半季毎に每戸金一五銭が「貧富ヲ分タズ」徴収されたのにたいし、滋賀県の場合、「渾テ学区ノ適宜ニ任ス」という前提是京都府と同様ながら、「大抵」三段階の等差を設けての賦課方法で、負担に耐え得ないも

のは出錢する必要はない、としている点で下層には比較的負担の少ない方法だつたようだ。

以上、四つの府県の検討によれば、拙著が主に対象にした滋賀県がもつとも地域の「自由度」が高かつたようだ。しかし、これらは、さらに多くの他府県との比較、さらには県内の様々な小学校の具体的比較がなくして確定することはできない。

本稿の最後に、拙著の補足として、各年の「年報」により、滋賀県の小学校について学校財政の動向を中心につれておこう（もちろん、滋賀県内においても多様であることが前提になっている）。

表3は、一八七三年から七七年までの滋賀県の小学校数である。特徴としては、全国的にも小学校設立が遅く、一八七三年の設立数は、一八七七年限階の一割程度である。すなわち、「学校ノ數ハ未タ多キニ至ラス、明治六年九月以降一二月ニ至リ公立小学ノ許可ヲ得テ設立スルモノ十一校、未タ許可ヲ經シテ仮リニ設立スルモノ七十校」⁽⁴²⁾、という状況であるから、「学制」以後早急に小学校設立が行なわれたわけではないことがわかる。一八七四年でも一八七七年の三五%の小学校数にすぎない。このように、一八七七年との比較で一八七三年の小学校数が一〇%以下は、三重・福岡・長崎・愛媛・島根・静岡・青森・滋賀各県で、一〇%以上二〇%以下が白川・鹿児島・石川・山形・秋田・大阪・新潟・岩手・大分各県になる。⁽⁴³⁾

表4は、「文部省年報」により、一八七三年から一八七七年までの滋賀県公立小学校歳入費の項目別金額と割合を示したものである。まず、生徒授業料が歳入費の中で大きな比重をもつていいことは一目明瞭である。一八七三年の「年報」では、「生徒受業料ハ各校其法ヲ異ニシ或ハ全ク収納セザルモノアリ」⁽⁴⁴⁾とあるが、徵収していないところがほとんどであったことは間違いない。一八七四年の「年報」では、「即今收入セス」とあるが、表4では授業料の項目にわずかと

表3 滋賀県小学校数

年	1873	1874	1875	1876	1877
数	82	292	637	848	815

出典：『文部省年報』第一～第五中各
「滋賀県学事年報」

明治期の村落行政をめぐる諸問題

表4 滋賀県公立小学校費歳入費各費目金額および割合（単位：円）

	生徒授業料	寄付献金	学区内集金	文部省委託金（補助金）	積金利子	諸入金	前年より繰越	総計
1873	428 (1.3)	16,751 (51.2)	11,902 (36.4)	2,457 (7.5)	623 (1.9)	544 (1.7)	—	32,705 (100)
1874	1,348 (1.1)	19,536 (16.1)	71,973 (59.4)	6,465 (5.3)	12,164 (10.0)	8,015 (6.6)	1,593 (1.3)	121,095 (100)
1875	—	57,500 (50.9)	32,568 (28.8)	7,840 (6.9)	6,671 (5.9)	8,059 (7.1)	332 (0.3)	112,919 (100)
1876	4,224 (2.0)	40,448 (19.6)	126,680 (61.5)	9,388 (4.5)	12,115 (5.9)	11,004 (5.3)	2,258 (1.1)	206,118 (100)
1877	3,819 (1.7)	45,001 (20.0)	145,008 (64.6)	1,000 (0.4)	13,943 (6.2)	14,027 (6.2)	1,800 (0.8)	224,598 (100)

出典：『文部省年報』第一～第五中各年「滋賀県学事年報」

註：①（ ）内は%。

②金額の数字は、錢以下を四捨五入し円以上を記載。

③パーセンテージは小数点2位以下を四捨五入し、小数点1位以上とした。

④1877年の「学区内集金」は通常の学区内集金と臨時集金を合算した。

⑤1877年の「諸入金」は、借入金と県税金も合算した。

はいえ数字の記載があり、ごくまれに徵収していたところがあつたかもしれない。ただし、「追テ一人ニ付一錢乃至三錢ツヽノ月謝ヲ取立ツヘキ積リ」と、将来においてわずかの授業料が予定されていたようである。一八七五年には授業料はまったく徵収されていない。⁽⁴⁷⁾一八七年の場合は、その学区に授業料徵収が任せられたことは前述したとおりである。一八七七年の「年報」では、「而收入入スル学校ハ甚タ少ク且收入スルモノモ各校固ヨリ其法ヲ異ニスル」⁽⁴⁸⁾、と書いており、徵収していないところが多くつたことには変わりはない。

賦課金はどうか。表4を見れば、この学校賦課金は、寄付金と相関関係にあつたことがわかる。寄付金の額が多い年、たとえば一八七五年などは前年より約二分の一に金額およびパーセンテージが減っている。ただし一八七六年からは、全体的に賦課金の額およびパーセンテージが上昇してゆく。この学校賦課金の方法も、県が主導して決定するというより一八七七年まで一貫して学区に任された。一八七四年の「年報」によれば、賦課の方法は「学区内ニテ適宜之ヲ処分」としながら、「大抵戸別

表5 滋賀県小学校就学・不就学の状況

	1874年	1875年	1876年	1977年	1978年	1879年
小学区数	747	747	903	890	886	
学齢人員	87,234	87,532	99,100	102,839	100,683	102,870
男	44,267	46,265	51,982	53,607	52,419	53,432
女	42,967	41,267	47,118	49,232	48,264	49,438
就学生徒	23,945	41,276	52,394	49,006	51,751	53,133
男	16,378	28,564	36,368	34,488	35,693	36,004
女	7,567	12,712	16,026	14,518	16,058	17,129
不就学男女	62,289	46,256	46,706	53,833	48,932	49,737
男	27,889	17,701	15,614	19,119	16,726	17,428
女	34,400	28,555	31,092	34,714	32,068	32,309
就学率	27.45%	47.16%	52.87%	47.65%	51.40%	51.65%
男	37.00	61.74	69.96	64.33	68.09	67.38
女	17.61	30.80	34.01	29.49	33.27	34.65

出典：『文部省年報』第一～第七中各年「滋賀県学事年報」。

備考：就学率は就学生徒（男・女）を学齢生徒（男・女）で割った数である。

割ニテ上中下三等ノ級ヲ立テ下ノ下ハ之ヲ除ク」と戸別割三等級の賦課方法をとり、貧民の子女を就学させる方法は「別ニ方法ナシ、只戸別集金ヲ除ク而已」としている。⁽⁴⁾一八七五年では、戸別割五段階の賦課方法もよしとする一方、「人口ニ割り当テ収入」するもよしとしたが、「赤貧ノモノハ之ヲ除」されることが多かつた、としている。⁽⁵⁾一八七六年は前述したとおりである。一八七七年の「年報」では、「公立学校ノ費用ハ概ネ学区内ノ公議ト便宜ニ委任」し、「県庁学費ヲ人民ニ課スルノ法ナシ」という前提のもとで、県内では次の四つの方法があるとした。すなわち、①地価に賦課するもの、②地価と戸別を併用するもの、③所有財産に賦課するもの、④以上の三つを互用するもの、である。⁽⁶⁾三階級以上に別れた戸別の学校賦課金がどの程度の負担感を地域に与えたかは、地域の人々の階層によつても異なるだろう。ただ、「年報」によれば、貧民の場合は賦課金免除が行なわれたらしいから、滋賀県において学校賦課金が大きな負担を地域の人々に与えたかとする見方は疑問である。

しかし、児童の就学、とりわけ女子の就学が滋賀県でも不調であったことは表5の通りである。一八七五年の「年報」は貧民の子女で就学しているものは「大凡十分ノ二」として、次のように言う。⁽⁵⁾

僻陬陋巷ノ貧民其学齡ニ膺リテ或ハ子守リニ驅役シ或ハ傭作ニ勞シ徒ニ就学ノ期ヲ愆リ学事ノ何物タルヲ弁セス、然ルニ方今学事ノ急務ナルヲ以テ漸々説諭勧奨シ且ツ富民ノ資金ヲ出スラ以テ貧民ノ金ヲ出スラ免シ書器ハ其校ヨリ貸給スルノ挙アリテ稍向学ノ地位ニ進ムモノアリト雖トモ未タ衣食ヲモ給与スルノ方法相立タス、故ニ貧民子女ノ内方今学ニ就クモノ大凡十分ノ二ノミ

要するに、様々な方法をもつてしても、「衣食ヲモ給与スルノ方法」が立たない以上、速効的に就学率の向上がはかれなかつたのがこの当時の状況であつたといえよう。

ただ、就学率がなかなか向上しない状況ではあつても、地域では小学校の充実をめざすかなり強い動きもある。

拙著に掲載したように、滋賀県神崎郡金堂村で、一八七七年一月につくられた「伍組制法連署書」の次の箇条はそのことを明瞭に示している。⁽⁶⁾

一 学校之主たるや教員之擧動者該校之子女瞻望隨遂する処なれハ内外共放逸無之、能人倫を守り生徒教育を宗与し諸事村民之合範与成、言行一なるを要す、若其任ニ不堪不行迹之教員者速ニ退身を申出べし、等閑ニ致し置候而ハ生徒教育ニ係る大害与なれハ、正副戸長を首メ組長世話方等一層注意可致事

一生徒教育之各課法則ニ不悖、時氣ニ応し適宜之方法を設ケ活用ならしむるハ教員生徒之勉励ニあり、正副戸長時々校所点検し注意するを要す

金堂村で一八七三年六月に設立された明新学校教員のあるべき姿を規定したこの箇条は、小学校の充実をなんとかして村全体ではかつていこうとする意気込みが明瞭に読み取れる。その後、金堂村では一八八三年一月「村規則」二五条を全戸調印で作成するが、田畠を他村の者に売却した場合その売代金の一割を学校資金として出金する

」とも規定された。⁽⁵⁾

金堂村のように主体的に小学校の充実を図ろうとする動きは決してめずらしいわけではない。現在調査中の滋賀県彦根市域のある村では学校を財政的にささえる維持講を強力に推進していく姿が見えるなど、教育はたとえそれが国政委任事務であり強力な「官」の要請があつたとしても、みずから子弟に密接にからむだけに村の中上層部は相当な意欲をもつて学校の問題に対処していくのである。

明治の初年代に起きた小学校の毀焼事件と一方における小学校の充実のための地域の人々の努力、今どちらがこの当時の状況を主要にあらわしているかを判断することは難しい。しかし、すくなくとも前者がセンセーショナルであるゆえ目にとまりやすいが、それが主要な時代風潮であつたと判断することはできないし、かなりの地域差を持つものであつたことは考慮しておく必要がある。

注

(1) 指著、四一～四三頁。

(2) 指著、六四～六五頁。

(3) 千葉昌弘『近代日本地域民衆教育成立過程の研究』(梓出版社、一九九六年)は、「学制」は公立小学校の設立・普及を督励しながら、その費用のほとんど(七〇～八〇%)を学区住民の負担、つまり『民費』に委ねる所謂『受益者負担』主義を採った。従つてその地域の経済的負担能力の良否が直接に地域の学校の人的・物的さまざまな条件をその基本において規制したものである」(一九頁)、と述べている。

(4) 梓出版社、一九八七年、五〇頁。

(5) 上杉聰氏は、たんに歎願書の文面だけから当時の農民の意識状況の全てを見ることはできないということ、要求を出すことは戦術的に一步後退であり、この点を踏まえた上で要求書=歎願書の内容を考えてみる必要があり、その意味では一揆が何を目標にしたかはむしろ具体的な行動によって明らかになる、という(上杉聰・石滝豊美『筑前竹槍一揆論』六六～六七頁)。要求は、要求と行動の両側面から意識状況を見よ、ということなのである。正当である。

明治期の村落行政をめぐる諸問題

- (6) 青木虹二『明治農民騷擾の年次的研究』(新生社、一九六七年)
- (7) 土屋喬雄・小野道雄編『明治初年農民騷擾録』(勁草書房、一九五三年) 六二三頁、宮崎県編『宮崎県史 史料編 近・現代I』(宮崎県、一九九一年) 四六六～四七二頁。
- (8) 土屋・小野前掲書、一四三～一五四頁。
- (9) 土屋・小野前掲書、三四四頁。
- (10) 『近代部落史資料集成 第二巻 「解放令」反対一揆』(三一書房、一九八五年) 四五一～四五二頁、四七一頁。
- (11) 同右、四二六頁。
- (12) 同右、五六七頁、五七三～五七四頁、五七八頁。上杉・石瀧前掲書、六二～六五頁。ただし、江島茂逸「明治癸酉筑前一揆党民竹槍史談」(『部落解放史・ふくおか』三号、一九七六年)には、士族穂波半太郎が人民の歎願書として書付けたものの中に、「学校と徴兵」と地券發行取止めの事」という条文がある。
- (13) 『新聞集成明治編年史』第二巻(明治編年史頒布会、一九三四年)、五五頁。
- (14) 鹿野政直・高木俊輔編著『維新変革における在村的諸潮流』所収(三一書房、一九七一年)。
- (15) 前掲『近代部落史資料集成』第二巻、三頁。
- (16) 前掲石島論文、三五九～三六〇頁。
- (17) 土屋・小野前掲書、二五九～二六七頁。「明治六年 何鹿郡動搖一件」府庁文書(『京都府編 京都府百年の資料 四社会編』所収、三七～三八頁)。
- (18) 「文部省第一年報 明治六年」五五丁。なお、「文部省第二年報 明治七年」の京都府学事年報によれば、一八七四年の「受業料收入ノ法」は、「生徒ヨリ受業料ヲ出サシムルト出サシメサルハ各区ノ適宜ニ任ス、大抵半季廿五錢以内ヲ以テ之ニ充テニケ月凡一生徒ニ付一錢ニ厘ヨリ九錢ニ至ル」と、記している(一六八頁)。ここからも、授業料はそれほど大きな負担とはいえないかったのではないかと推測される。
- (19) 前掲『京都府百年の資料 四社会編』三八頁。
- (20) 『文部省第二年報』一六七～一六八頁。
- (21) 土屋・小野前掲書、四五七～四五八頁。
- (22) 千葉昌弘前掲書は、「もとより寄付献金は寄付者の自発的な意志に基づくものであるが、地方官が半強制的に『寄付献金ヲ督責』する例が実際にはかなり一般的であつたと思われる」(二〇頁)と書いている。妥当な指摘であるが、問題は寄付者の範囲

が経済的にかなり負担になっていた層にも拡大されているかである。

筆者が対象とした現滋賀県神崎郡五個荘町域の小学校の場合、寄付者はほぼ地域の上層に限られているという特徴を持つ。

- (23) 籠谷次郎「明治『学制』と村落——摂津淀川右岸における学事普及の考察——」(『日本史研究』七三号、一九六四年)は、摂津淀川右岸地域の「学制」期の小学校の受容過程を分析した論文であるが、「学事普及を阻む要因の一つ」として「学費負担の過重があげられる」が(三八頁)、「未だ抽象的推定の域を出ず」として、この地域では「学校出資の額からみるならば決して高額とはいえないようである」としている(四〇頁)。その後、むしろ籠谷氏は、小学校の普及を阻む要因として私塾の存在に注目し、明治期にかなり広範に私塾が存在し、「学制期はおろか、一八九〇年代、一九〇〇年代にも及ぶものもある」と指摘している(『明治教育の確立と「私学』』『日本史研究』一九九号、一九七九年)。また、前掲石島論文も、「全国的には管見の限り、七年以降、家塾といわれる寺子屋は復活ってきて、大体日清戦争後まで続く傾向はあまり知られていない」と指摘する(三六六頁)。
- (24) 木戸田四郎「明治九年の農民一揆」(堀江英一・遠山茂樹編『自由民権期の研究』第一巻所収、有斐閣、一九五九年)は、「茨城の場合はとくにそうだが三重・愛知等においても、農民は地租改正反対を主たる目的として一揆をおこしたのではなく、維新以来諸負担の増加に憤激した農民が、九年の石代納米価基準を不満とし、これを契機として激発したものと判断される」(四六頁)、とする。
- (25) 土屋・小野前掲書、五三頁。
- (26) 『茨城県史料 近代政治社会編 I』 茨城県、一九七四年、四六六頁。
- (27) 森川前掲著、五七頁。
- (28) 『伊勢暴動(明治九年) 頓末記』 三重県図書館協会、一九八一年、四一頁。
- (29) 堀浩太郎「岐阜県における小学校設立維持過程と伊勢暴動」(『日本の教育史学』第二三集、一九八〇年)二四~二五頁。
- (30) 同右、二五頁。
- (31) 森川前掲著、六〇頁。
- (32) 「文部省第四年報」一〇九頁。
- (33) 同右、一六三頁。
- (34) 「文部省第三年報」二九一頁。
- (35) 「文部省第四年報」一八五頁。

明治期の村落行政をめぐる諸問題

- (36) 同右、一〇九～一一〇頁。
- (37) 「文部省第二年報」一五五頁。
- (38) 「文部省第三年報」二七〇頁。
- (39) 「文部省第三年報」二九一頁。
- (40) 「文部省第三年報」二九一頁。
- (41) 同右、一九六頁。
- (42) 「文部省第一年報」五六頁。
- (43) 笹森前掲書、一二二～一三頁挿入表（資料3）より算出。
- (44) 「文部省第一年報」五六頁。
- (45) 「文部省第二年報」一七一頁。
- (46) 「文部省第二年報」一七一頁。
- (47) 「文部省第三年報」二九六頁。
- (48) 「文部省第五年報」二一八頁。
- (49) 「文部省第二年報」一七一頁。
- (50) 「文部省第三年報」二九六頁。
- (51) 「文部省第五年報」二一八頁。
- (52) 「文部省第三年報」二九五～二九六頁。
- (53) 拙著、七九頁参照。
- (54) 拙著、八九頁参照。

(追記) 文献、史料の収集にあたって、竹森健一郎氏、今西一氏にお世話になった。記して謝意を表したい。